

1. 会合名	「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」等の見直しに関するワーキング・グループ」(第23回)
2. 日 時	平成27年7月31日(金)午後1時00分～2時00分
3. 議 案	1. 「インターネット取引における自主規制のあり方に関する懇談会」中間報告書の検討事項に関する本ワーキング・グループの検討状況について 2. 「広告等に関する指針」の改正案について 3. 景品類として有価証券を提供する行為について 4. その他
4. 主な内容	1. 「インターネット取引における自主規制のあり方に関する懇談会」中間報告書の検討事項に関する本ワーキング・グループの検討状況について 事務局にて作成した資料について、ワーキング・グループ委員から了解が得られたため、当該資料にて「インターネット取引における自主規制のあり方に関する懇談会」へ報告することとなった。 2. 「広告等に関する指針」の改正案について 上記1.での検討結果等を踏まえ、広告等に関する指針について改正することとしていた点について、改正案の新旧対照表を基に事務局より説明が行われ、ワーキング・グループ委員から了解が得られた。 (主な意見等) ・ 今回の広告等に関する指針については、事務局における内部手続き後に協会員通知となると思われるが、パブリック・コメントの募集等は行う予定はあるか。 ⇒ 当該指針は自主規制規則に紐づくものではあるが、規則自体に影響はないためパブリック・コメントの募集は行わない予定である。しかし、本件については「インターネット取引における自主規制のあり方に関する懇談会」から検討依頼を受けた事項でもあるため、そちらとの調整を行い対応することとしたい。(事務局) 3. 景品類として有価証券を提供する行為について 事務局より、景品類として有価証券を提供する行為について、本ワーキング・グループ委員等に対して意見照会をした結果について説明を行った。 (主な意見等) ・ 資料4の項番3にある表示の照会については、各社とも顧客に誤解を与えることがないように表示すべきと意見が一致している。一方、項番1や2については、有価証券を景品類として提供する行為(買付代金等の提供を通じた提供を含む)は、投資促進に資するという前向きな考えを持つ社がいる一方、否定的な意見や、否定まではしないものの、何かしらの検討が必要である等の意見が寄せられているようである。 ・ 現時点において当該行為に対して法令上や規則上の規制はなく、各社の裁量に任せているが、証券界として、今後どのように対応するか考える必要があるかもしれない。皆様からの意見では、当該行為を絶対にやめるべきとの意見は見受けられないが、現行どおり各社の裁量に任せるのか、あるいは何かしら検討する必要があるのか考えていきたい。本件に対して当局はどのように考えているのか。 ⇒ 当局とも本件については意見交換をする機会があり、注目しているような印象である。我々と同様の認識として、本件について法令違反に該当するとは思っていない。一方、当該行為に対してネガティブな印象を持っているようではある。自主規制とし

	てどのように対応していくのか考える必要があるかもしれない。(事務局) (今後の対応等) 景品類として有価証券を提供する行為は、適合性や説明義務等といった点から懸念があるため、何かしらのガイドラインや規制等の対応をすべきという意見が寄せられた。 一方、投資初心者等への投資促進へもつながるため、市場に影響が出ないようにしたり、複数銘柄から顧客に選択させたりする等で各社が留意する対応でよいのでは等、様々な意見が寄せられた。 今後、事務局にて景品類として有価証券を提供する行為における検討すべき事項を整理し、それを踏まえ、自主規制として何かしら検討すべきか否かを含めて検討することとなった。 4. その他 特になし。 以 上
5. その他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	自主規制企画部（03-3667-8470）